

大間原発 設置変更許可処分差止訴訟

準備書面（36）補足説明

～川内原発・福岡地判 火山問題を中心に～

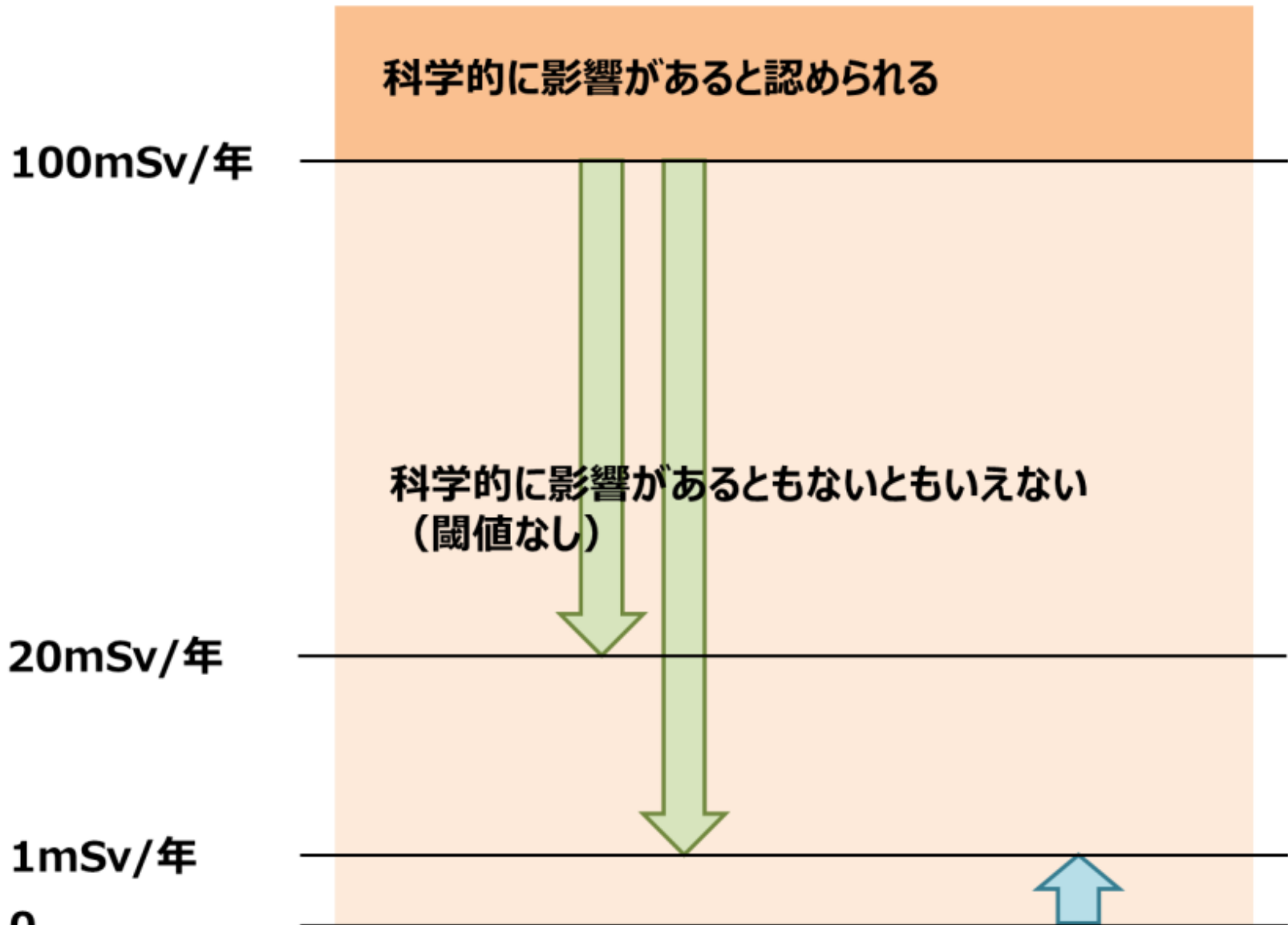
2019年7月17日（水）
於・東京地方裁判所

原告訴訟代理人弁護士 中野 宏典

- 1 原告適格の判断にみられる裁判所の発想**
- 2 不定性を考慮することは絶対的安全ではない**
- 3 影響評価に関する火山ガイドの不合理性**

1 原告適格の判断にみられる裁判所の発想

準備書面（36）第2・2項を中心に

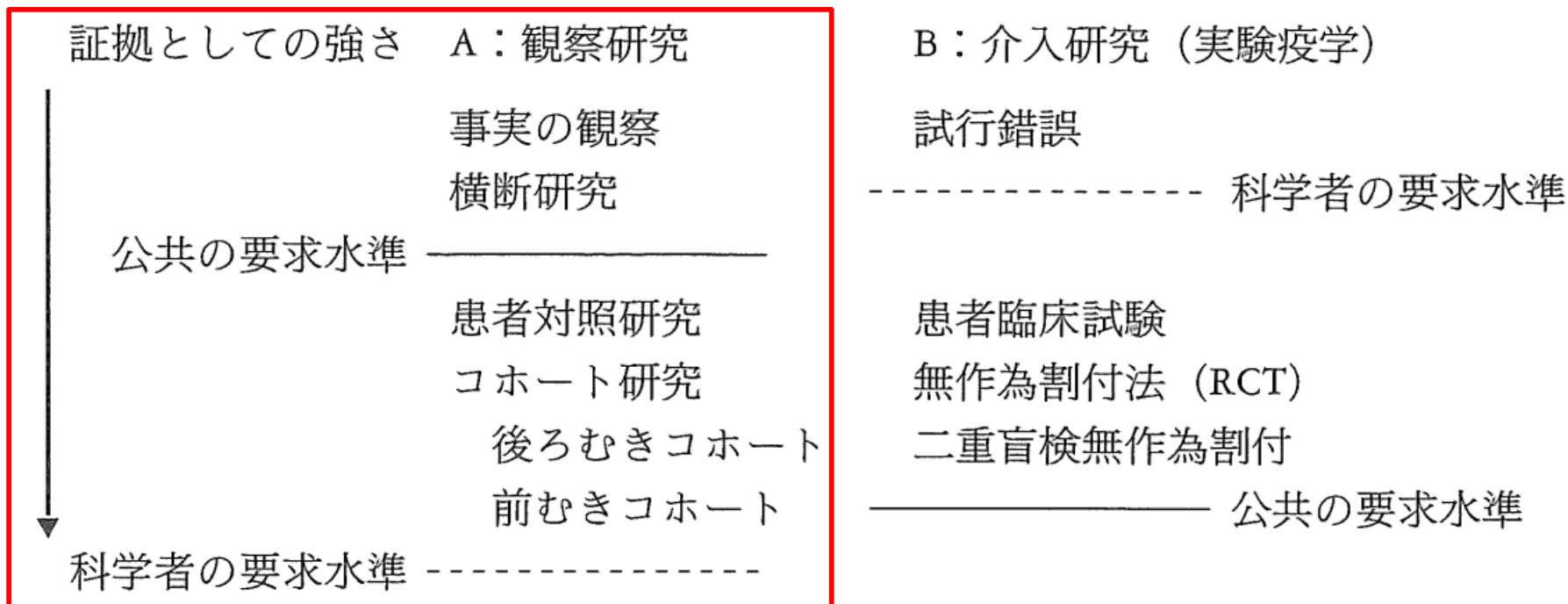


川内福岡地判の発想
基本的に自由であり、
どこに線を引くかは政策問題

ICRP勧告の発想
基本的に規制すべきであり、
現実性も考慮して一定程度緩和

準36・12頁 図表2

藤垣裕子教授『専門知と公共性』（甲A68 115頁）



A：第2種の過誤を避けるためのシステム
 第1種の過誤が生じる可能性あり
 カナリア型
 先制的予防原則
 危険があるのにないと判断するのを避ける

B：第1種の過誤を避けるためのシステム
 第2種の過誤が生じる可能性あり
 ふくろう型
 安全証明
 安全性がないのにあると判断するのを避ける

統計学上の「過誤」を踏まえた判断の在り方

→ 社会的、経済的要因を考慮に入れて合理的に達成できる限り



▶ 川内福岡地判の発想「不確かな部分は基本的に自由とすべき」



第二種の過誤

「疑わしきは自由のために」
「確率的影響が有意に見られるか明らかではない」

▶ ICRP勧告の発想「不確かな部分は基本的に規制すべき」



第一種の過誤

「疑わしきは安全のために」
社会的評価として「被害あり」と考えるべき

2 不定性を考慮することは絶対的安全ではない

準備書面（36）第3・4項を中心に

川内原発・福岡地判の判示内容

「自然科学の分野では、ある見解が通説ではないものの合理性のある知見であるのか、合理性を有しないとされる見解なのかの区別は容易ではないと考えられ、訴訟において、原告らが提示したすべての見解について検証が必要であるとする事は、前記**絶対的安全性を求めることになりかねない**」

甲A67・107頁

▼
本当か？

	原規委の調査	A説の結論	一見明白な誤りがないか (①データの信頼性)	原規委の評価 (③意思決定の過程が検証可能か)
A説	調査・収集あり	-	誤りはない	採用した根拠が示されるのは当然
B説	調査・収集あり	問題なし	誤りはない	→採用しない根拠が示されていなくても結論に影響しない
C説	調査・収集あり	問題あり	誤りはない	→採用しない根拠が示されていなければ、処分は違法となる
D説	調査・収集あり	問題あり	誤りがある	→採用しない根拠が示されていなくても結論に影響しない
E説	調査・収集なし	問題あり	誤りはない	→調査しないこと自体が恣意的なものとなれ、処分は違法となる
F説	調査・収集なし	問題あり	誤りがある	→調査しなくても結論に影響しない

- ① 入手可能で信頼されるデータをできる限り広範に調査し、適切に決定したか。
 → E説を調査・収集しなかったこと自体が違法となる。専門的知識及び経験並びに識見を有する原規委にとっては当然可能なことだし、安全のためにしなければならないこと（cf.原規委設置法1条「最善かつ最大の努力」）。

	原規委の調査	A説の結論	一見明白な誤りがないか (①データの信頼性)	原規委の評価 (③意思決定の過程が検証可能か)
A説	調査・収集あり	-	誤りはない	採用した根拠が示されるのは当然
B説	調査・収集あり	問題なし	誤りはない	→採用しない根拠が示されていなくても結論に影響しない
C説	調査・収集あり	問題あり	誤りはない	→採用しない根拠が示されていなければ、処分は違法となる
D説	調査・収集あり	問題あり	誤りがある	→採用しない根拠が示されていなくても結論に影響しない
E説	調査・収集なし	問題あり	誤りはない	→調査しないこと自体が恣意的なものとなれ、処分は違法となる
F説	調査・収集なし	問題あり	誤りがある	→調査しなくても結論に影響しない

③ いずれを採用したかなどの記録が作成され、第三者の検証が可能か。

→ C説を採用しない根拠が、処分の中に示されていない場合には違法となる。
 行政庁の判断過程を、裁判所が事後的にチェックできないこと自体が問題で、行政庁による恣意的な判断と考えられる。

	原規委の調査	A説の結論	一見明白な誤りがないか (①データの信頼性)	原規委の評価 (③意思決定の過程が検証可能か)
A説	調査・収集あり	-	誤りはない	採用した根拠が示されるのは当然
B説	調査・収集あり	問題なし	誤りはない	→採用しない根拠が示されていなくても結論に影響しない
C説	調査・収集あり	問題あり	誤りはない	→採用しない根拠が示されていなければ、処分は違法となる
D説	調査・収集あり	問題あり	誤りがある	→採用しない根拠が示されていなくても結論に影響しない
E説	調査・収集なし	問題あり	誤りはない	→調査しないこと自体が恣意的なものとなれ、処分は違法となる
F説	調査・収集なし	問題あり	誤りがある	→調査しなくても結論に影響しない

③ 判断過程において、恣意的な判断が認められないか。

→ C説を採用しない根拠が、処分の中に示されている場合でも、その評価方法が恣意的なものであったり、不合理なものである場合には違法となる。科学技術の内容に立ち入らなくても、他との比較等から判断可能。

川内原発・福岡地判の判示内容

「自然科学の分野では、ある見解が通説ではないものの合理性のある知見であるのか、合理性を有しないとされる見解なのかの区別は容易ではないと考えられ、訴訟において、原告らが提示したすべての見解について検証が必要であるとすることは、前記**絶対的安全性を求めることになりかねない**」



本当か？

むしろ、「原子力利用における安全の確保に関して、専門的知識及び経験並びに識見を有する原子力規制委員会の合理的な判断に委ね、よほどのことがない限り違法とならないとし、住民が主張する知見は『絶対的安全だ』と思考停止することは、**安全神話を復活させることになりかねない**」というべき。

3 影響評価に関する火山ガイドの不合理性

準備書面（36）第4を中心に

川内原発・福岡地判の判示内容

「火山ガイドが定める評価における地球物理学的調査及び地球化学的調査の結果を評価する前提となる噴火のトリガーやマグマ溜まりの実態等について火山ガイドと異なると思われる見解があり、火山ガイドとの関係で、これらの調査方法の有用性に消極的な見解が多数あることからすると、上記判断の前提として、**火山活動のメカニズムを解明し、その変化の可能性の有無等を正確に評価するのに必要な知見が現時点において、専門家の間で確立していない疑いが残る**」

「このような疑いが残る以上、…（略）…上記調査に基づいて適切な評価ができることを前提とする**火山ガイドの定め**に**不合理な点のないことが相当の根拠、資料に基づき立証されたといえるかどうか疑いが残る**」

川内原発・福岡地判と本件との違い

	福岡地判（川内原発）	本件（大間原発）
問題となった噴火の規模	VEI 7 以上の破局的噴火	約4.5万年～3.3万年前の噴火と同規模の噴火（概ね28km ³ 程度）
火山ガイド上問題となった箇所	立地評価（4章「個別評価」及び5章「モニタリング」）	影響評価（6章）

- ▶ 破局的噴火について、社会通念を持ち出して、結論として「火山ガイド若しくはこれに基づく本件適合性審査が不合理であり又は本件処分が違法であるということとはできない」としたが、**本件では、破局的噴火は問題になっていないので、「基準が不合理」という部分だけが重要になる。**

川内原発・福岡地判と本件との違い

	福岡地判（川内原発）	本件（大間原発）
問題となった噴火の規模	VEI 7 以上の破局的噴火	約4.5万年～3.3万年前の噴火と同規模の噴火（概ね28km ³ 程度）
火山ガイド上問題となった箇所	立地評価 （4章「個別評価」及び5章「モニタリング」）	影響評価 （6章）

▶ 立地評価の不合理性は、影響評価にも妥当しないのか

4. 原子力発電所の運用期間における火山活動に関する個別評価

3章で、将来の活動可能性があると評価した火山については、原子力発電所の運用期間中において設計対応が不可能な火山事象を伴う火山活動の可能性の評価を行う。この際、検討対象火山の活動を科学的に把握する観点から、過去の火山活動履歴とともに、必要に応じて、4.2 地球物理学的及び地球化学的調査を行い、現在の火山の活動の状況も併せて評価することとする。具体的には、地球物理学的観点からは、検討対象火山に関連するマグマ溜まりの規模や位置、マグマの供給系に関連する地下構造等について、地球化学的観点からは、検討対象火山の火山噴出物等について分析することにより、火山の活動状況を把握する。

5. 火山活動のモニタリング

個別評価により運用期間中の火山活動の可能性が十分小さいと評価した火山であっても、設計対応不可能な火山事象が発電所に到達したと考えられる火山に対しては、噴火可能性が十分小さいことを継続的に確認することを目的として運用期間中のモニタリングを行う。噴火可能性につながるモニタリング結果が観測された場合には、必要な判断・対応をとる必要がある。

6. 原子力発電所への火山事象の影響評価

原子力発電所の運用期間中において設計対応不可能な火山事象によって原子力発電所の安全性に影響を及ぼす可能性が十分小さいと評価された火山について、それが噴火した場合、原子力発電所の安全性に影響を与える可能性のある火山事象を表1に従い抽出し、その影響評価を行う。

ただし、降下火砕物に関しては、火山抽出の結果にかかわらず、原子力発電所の敷地及びその周辺調査から求められる単位面積あたりの質量と同等の火砕物が降下するものとする。なお、敷地及び敷地周辺で確認された降下火砕物で、噴出源が同定でき、その噴出源が将来噴火する可能性が否定できる場合は考慮対象から除外する。

また、降下火砕物は浸食等で厚さが低く見積もられるケースがあるので、文献等も参考にして、第四紀火山の噴火による降下火砕物の堆積量を評価すること。（解説-14）

抽出された火山事象に対して、4章及び5章の調査結果等を踏まえて、原子力発電所への影響評価を行うための、各事象の特性と規模を設定する。（解説-15）

以下に、各火山事象の影響評価の方法を示す。

- ▶ **立地評価の不合理性は、影響評価にも妥当する。基準は不合理だし、仮に、基準は措くとしても、銭亀を考慮しない評価は誤り。**